

建設工事の現場代理人及び主任技術者等の兼務に係る取扱いについて

現場代理人及び主任技術者の兼務に係る当面の取扱い（令和7年4月1日改定）については、次のとおりです。

令和7年4月1日以降に発注された工事について適用します。

I 現場代理人及び主任技術者等の兼務について

(1) 複数の工事での現場代理人及び主任技術者の兼務要件（監理技術者には適用しない）

		先工事	
		現場代理人	主任技術者
後工事	現場代理人	①	③
	主任技術者	③	②

① 次の全ての要件を満たし、双方の発注者が認めた場合は、2件の工事間で現場代理人の兼務が可能。

※現場代理人の常駐義務緩和要件（工事請負契約約款第10条第3項に基づく緩和）

・ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間事業者）が発注する工事で、2件まで

※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事

・ 兼務する全ての工事の現場は、南アルプス市内又は工事現場相互の間隔が10km程度（最も近い地点間の直線距離）以下の近接した場所であること

・ 兼務する個々の工事の請負代金額が、4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）（ただし、別途「主任技術者の兼務が可能な取扱いについて」のI（1）対象工事に該当し、主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、この限りではない。なお、工事の特殊性、現場の条件等に鑑み、困難と判断した場合は、認めない場合がある。）

・ 兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと

② 次の全ての要件を満たし、双方の発注者が認めた場合は、2件の工事間で主任技術者の兼務が可能。

※専任の主任技術者の兼務が可能な取扱い（建設業法第26条第3項・建設業法施行令第27条第2項から）

- ・ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する工事で、2件まで

※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事

- ・ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事
- ・ 南アルプス市内又は工事現場の相互の間隔が10km程度（最も近い地点間の直線距離）以下の近接した場所であること
- ・ 兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと

※非専任の工事同士の兼務の場合件数制限はない。ただし、現場代理人を兼務している場合は2件まで。

③ 次の全ての要件を満たし、双方の発注者が認めた場合は、2件の工事間で現場代理人と主任技術者の複数の役割を兼務することが可能。

※現場代理人を他工事の主任技術者と兼務する場合の要件

<非専任の主任技術者の場合>

- ・ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する工事で、2件まで

※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事

- ・ 兼務する個々の工事の請負代金額が、4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）
- ・ 南アルプス市内又は工事現場の相互の間隔が10km程度（最も近い地点間の直線距離）以下の近接した場所であること
- ・ 兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと

<専任の主任技術者の場合>

- ・ 自分が主任技術者として担当している工事のみ現場代理人との兼務が可能

※工事請負契約約款第10条第5項

(2) 複数の工事を一つの工事としてみなせる場合の取扱い（監理技術者にも適用）

※同一現場内における現場代理人の兼務要件

次の全ての要件を満たすとき現場代理人及び主任技術者等の兼務が可能。

- ・公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する工事で、2件まで

※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事

- ・施工範囲及び契約工期が重なり工作物に一体性若しくは連続性が認められ、後発注工事の請負契約が随意契約により締結されている場合

II 兼務する際の注意事項

現場代理人や主任技術者等を兼務する場合は、兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないことその他、次の事項にご注意ください。

(1) 現場代理人の常駐義務を緩和（兼務等）する際の注意事項

- ①現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- ②現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること
- ③現場代理人が工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理（安全ミーティング、KY活動等）、及び施工に関する責任者を配置し、安全管理の徹底を図ること
- ④現場代理人が工事現場を離れる際には、監督員と連絡が取れる体制を構築すること

(2) 主任技術者を兼務する際の注意事項

- ①「一体性若しくは連続性が認められる工事」とは、次のような事例が考えられます。
 - ・同一路線や同一河川で実施する工事
 - ・同一区画整理地内や同一県営公園内で実施する造成工事、道路改築工事、上下水道工事
 - ・同時に複数箇所で行なうような複数工事
 - ・その他、特別な事情がある場合
- ②「施工にあたり相互に調整を要する工事」とは、次のような事例が考えられます。
 - ・資材の調達を一括で行う場合
 - ・工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合
 - ・工程調整や安全確保のための調整を要する場合
 - ・土量配分計画の調整を要する場合
 - ・その他、特別な事情がある場合

(3) 現場代理人及び主任技術者等に関連する注意事項

「現場相互の間隔が10km程度以下」の10kmとは、現場間の「直線距離」を示します。
河川の右岸と左岸の工事場所などで、自動車等での移動距離が10km以上の場合であっても、直線距離で10km以下か否かで判断します。

(4) その他

①上記要件を満たしていても、以下のように、現場の施工管理上発注者が兼務を認めない場合もありますので、ご注意ください。

- ・ 施工時のプロセスチェックや段階確認等で、発注者から指導や助言なしでは工事を履行できない場合
- ・ 事故が発生した現場
- ・ 虚偽報告や不正行為などが発覚した場合
- ・ 施工時のプロセスチェック等で現場代理人や技術者に過度の負担が見受けられる場合
- ・ 本取扱いで示した要件を満たしていても、南アルプス市以外の発注者が独自の規定を定めており、両発注者の要件を満たすことが出来ない場合

②提出された「現場代理人及び技術者通知書」の記載内容に虚偽があった場合又は兼務により現場体制に不備が生じるか、不良な工事となった場合は、当該兼務の取消し、工事成績評定への反映、指名停止等必要な措置を取ることがあります。

③上記に記載がない事項については、発注者（監督員）等の指示に従ってください。

Ⅲ 兼務の手続き（※南アルプス市以外と兼務希望の場合）

現場代理人及び主任技術者の兼務に係る手続きは次のとおりです

※南アルプス市以外と兼務希望の場合必要な手続きです。

なお、同日公告（または指名通知）で、いずれが先発工事又は後発工事となるか判断しがたい場合は、兼務希望業者が先発工事又は後発工事の別を決定し、兼務申請をして下さい。

（１）手続きに必要な書類

- ①現場代理人及び主任技術者等 兼務申請書
- ②兼務承認様式（兼務する他工事の内容を記載）
- ③現場代理人及び主任技術者等 兼務申請に対する回答書
- ④現場代理人及び技術者通知書

（２）手続き方法（別添参考）

●手順１：兼務希望業者から双方の発注者へ申請

後発工事の公告（または指名通知）がなされ、先発工事受注者が兼務配置を希望する場合は、後発工事公告（または指名通知）に示された「設計書の内容に関する質問提出期限」までに、双方の発注者（監督員等）へ①現場代理人及び主任技術者等 兼務申請書・②兼務承認様式を提出（必要に応じ、公告資料・工事請負契約書写し・図面などの資料を添付し、先発工事発注者→後発工事発注者の順に兼務申請）

後発工事が随意契約等のため手続き期間が短い場合は、兼務希望業者は直ちに兼務申請

●手順２：双方の発注者が協議

後発工事発注者（監督員等）から、先発工事発注者（監督員等）へ連絡をとり、双方の発注者間で兼務の可否について協議（後発工事が随意契約等で手続き期間が短い場合は、直ちに協議）

●手順３：兼務申請に対する回答

後発工事の発注者（監督員等）が、後発工事の入札書受付日の前日までに、兼務希望業者に兼務の可否についての結果を伝達したのち、双方の発注者（監督員等）が、後発工事の契約締結までに③現場代理人及び主任技術者等 兼務申請に対する回答書を兼務希望業者に交付

（以下、兼務希望業者が後発工事の落札者となり、兼務配置を行う場合）

※双方工事の発注者（監督員等）は、一連の手続き書類（添付書類含む）を契約関係書類と併せて保管

●手順4：兼務配置受注者から先発工事発注者への関係書類提出

兼務配置を行うことになった受注者は、後発工事の契約締結後、先発工事発注者（監督員等）に、後発工事の④現場代理人及び技術者通知書（写し）と工事請負契約書（写し）を提出してください。

※この手続きを行わない場合は、先発工事発注者が兼務状況の実態を把握できませんので、必ず提出して下さい。

IV 適用開始日

令和7年4月1日以降に発注された工事について適用